

公益法人の会計に関する研究会

(第9回)

議 事 次 第

日 時：平成 26 年 4 月 24 日（木）10:00～12:00
場 所：公益認定等委員会事務局 第 1 会議室

1. 公益目的取得財産残額の計算（別表H）について
2. 第1回説明会について

【資料一覧】

- 〈資料1〉 別表Hについて
 - 〈資料1-1〉 中田参与提出資料
 - 〈資料1-2〉 上倉参与提出資料
 - 〈資料1-3〉 長参与提出資料
 - 〈資料1-4〉 (公財) 公益法人協会提出資料
 - 〈資料1-5〉 別表H (定期報告書類の手引き抜粋)
- 〈参考資料1〉 公益法人の会計に関する研究会検討課題スケジュール
(平成 26 年 4 月～) (案)
- 〈参考資料2〉 公益法人の会計に関する研究会検討課題とスケジュール

公益目的取得財産残額の計算（別表H）について

【提案 1】（中田参与）

●問題点

公益目的取得財産残額は、公益目的増減差額（公益認定後のすべての公益のために收受した財産額と公益のために費消・処分した財産額の差額）に公益目的保有財産（継続して公益目的事業の用に供するために保有する財産）を加算して計算される。詳細は認定規則48条3項によるものとなっているが、毎期の公益目的取得財産残額の計算に当たり、公益目的保有財産の増減自体の影響を一旦排除するために、別表H（1）の10欄と19欄を使用して公益目的保有財産調整額を公益目的増減差額として計算することとしている（認定規則48条3項1号チ、同2号ニ）。この部分が非常に分かりにくくなっていると考えられる。

●提案

公益目的取得財産残額を求め、そこから公益目的保有財産を差し引いて公益目的増減差額を求めるのはいかが。

●メリット

- ✓ 正味財産増減計算書との関係が明確となる。

●デメリット

- ✓ 認定規則26条5号により公益目的保有財産以外の財産とした公益目的保有財産の額に相当する財産は、公益目的事業財産の額とされるところ、当該金額が公益目的の増減差額の減少として計算される結果となるとは考えられないか。
- ✓ 認定規則48条3項1号チ、同2号ニの規定が空文化するとは考えられないか。

【提案 2】（上倉参与）

●問題点

公益目的保有財産は、公益目的事業のために保有するものであり、会計区分上は公益目的事業会計として処理（ストック概念）されるものである。また、公益目的増減差額は、公益目的事業に関する損益であり、会計区分上は公益目的事業会計として処理（フロー概念）されるものである。その結果として、公益認定後は、公益目的取得財産残額と公益目的事業会計区分の正味財産残高が概ね一致すると考えられる。

ただし、移行時に公益目的事業会計に配分した流動資産（運転資金）や公益目的保有財産以外の公益目的事業財産から生じた収益については、その取扱いが明確ではないため、公益目的増減差額に含めて処理するケースとそうでないケースが散在し、実務上の混乱が生じている。

さらに、公益目的取得財産残額と公益目的事業会計の正味財産残高は、そもそも概念が異なるものの、この結果として公益目的取得財産残額と公益目的事業会計の正味財

産残高に多額の差が生じており、法人において公益目的取得財産残額の検証ができない状況となっている。

●提案

(対策案1)

公益目的取得財産残額と公益目的事業会計の正味財産残高を一致させる方法

●メリット

- ✓ 移行時に公益目的事業会計に配分した流動資産（運転資金）や公益目的保有財産以外の公益目的事業財産から生じた収益は、公益目的事業会計の区分に計上され、事実上、公益目的事業の財源となっているため、公益法人の経営実態に合致。
- ✓ 公益目的取得財産残額が、財務会計数値に一致することとなり、検証が容易となり、法人にとって負担と不安を軽減。

●デメリット

- ✓ 条文解釈として適当か。

●提案

(対策案2、3)

別途検証方法を確立する方法

●メリット

- ✓ 条文に素直である。
- ✓ 別途調整表を作成することで、公益目的事業会計の正味財産残高と公益目的取得財産残額の関係を検証することができる

●デメリット

- ✓ 法人の意思として、公益目的事業の財源としたもの一部が公益目的取得財産残額の計算に入らない。
- ✓ 公益目的事業が継続しているにも関わらず、公益目的取得財産残額がゼロ以下となる可能性がある。
- ✓ 事業年度毎に、公益目的事業会計の収益の内訳から公益目的増減差額に該当するものとそうでないものを分けてとらえる必要があり、法人にとって煩雑となる。

【提案 3】(長参与)

●問題点

公益目的取得財産残額の検証ができない。

●提案

別表 H の検証欄と正味財産増減計算書内訳表の公益目的事業会計の小計欄の検証表を作成する。

●メリット

正味財産増減計算書との関係が明確となる。

【提案 4】(公益法人協会)

●問題点

例えば、公益目的事業において損失(赤字)が生じた場合、その赤字相当額は法人全体の正味財産の減少要因となるが、その場合、公益目的事業会計の正味財産を減額しないで法人会計の正味財産を減額した場合、当該金額を別表H (1) 13 欄に記入して、公益目的増減差額に加算すべきか否か。

認定規則 48 条 3 項 1 号ルの解釈が不分明であり、別表H (1) の記載に実務上の混乱が生じている。

●提案

定期提出書類作成の手引き（公益法人編）の別表H (1) 13 欄の記載方法を説明した①の記載のうち、「認定法施行規則 26 条 8 号に基づき、当該事業年度において、法人の定款又は社員総会若しくは評議員会の定めにより公益目的事業財産とした財産がある場合には、その合計額」の部分を削除してはどうか。また、認定規則 48 条 3 項 1 号ルについても改正が必要ではないか。いずれにしても、解釈を示し、混乱を生じないようにする必要があるのではないか。

●メリット

✓ 認定法 30 条 2 項の趣旨を踏まえ、法人の公益目的事業への支出額を公益目的取得財産残額に反映できる。

●デメリット

✓ 計算書類の数字と公益目的取得財産残額との乖離が拡大する。
✓ 公益目的取得財産残額の検証が困難となる。

平成 26 年 4 月 8 日

別表Hの簡素化のご提案

中田ちず子

(提案)

公益目的取得財産残額を求め、そこから公益目的保有財産を差し引いて公益目的増減差額を求めるのはいかがでしょうか。

公益目的増減差額をまず求めて、公益目的保有財産を加算して公益目的取得財産残額を求める現在の別表H（1）は、認定規則 48③に基づくものですが、公益目的増減差額の計算に当たり 10 欄と 19 欄（公益目的保有財産調整額 認定規則 48③二ニ）が非常にわかりにくくなっています。

前期末の公益目的取得財産残額（公益目的増減差額+公益目的保有財産）に 10 欄と 19 欄を除外した公益目的取得財産残額の増減（10 欄と 19 欄を除く 3 欄~13 欄と 15 欄~19 欄）を加減して当期末公益目的取得財産残額を求め、ここから別表C（2）Aで求められる当期末公益目的保有財産 21 欄を差し引いて当期末公益目的増減差額を求めると正味財産増減計算書との関係性も理解できます。

前期末公益目的取得財産残額

$$\begin{aligned} &+ (10 \text{ を除く } 14 = \text{当期公益目的取得財産増加}) \\ &- (19 \text{ を除く } 20 = \text{当期公益目的取得財産減少}) \\ &= \text{当期末公益目的取得財産残額 (24)} \end{aligned}$$

当期末公益目的保有財産（21）別表C（2）Aより

当期末公益目的取得財産残額（24）－当期末公益目的保有財産（21）＝当期末公益目的増減差額

なお、認定規則 26 条 5 号により公益目的保有財産以外の財産とした公益目的保有財産の額に相当する財産は、公益目的事業財産の額とされるところ、当該金額が公益目的増減差額の減少として計算される結果となります。当該金額は、正味財産増減計算書では他会計振替額で表現されます。収益費用の差額にこれを加算した額を公益目的取得財産残額の増加とすれば問題ないと考えます。

また、認定規則 48 条 3 項 1 号チ、同 2 号ニの規定との関係ですが、あくまで目的は公

益目的財産残額を求めるにあり、認定規則 48 条 3 項は公益目的増減差額の求め方を定めているのであるから検証としてこの計算をすればよいと考える。認定規則 48 条 2 項は公益目的財産残額は公益目的増減差額と公益目的保有財産の合計であるということを定めているにすぎず、認定規則 48 条 3 項で公益目的増減差額を求めて、それに公益目的保有財産を加算するというアプローチを強制するものではないとは読めないでしょうか。

前期末残高	①公益目的財産残額 120	公益目的保有財産額 100	公益目的増減差額 20
当期正味財産増減			
	収益 200		
	費用 170		
	差引 30		
	他会計振替 10		
	②公益目的財産残額 増加 40	公益目的保有財産増 加 40	増加 40
	他会計振替△20		
	正味財産増加 20		
			公益目的保有額（当 期末－前期末）△40
当期末残高	①+②公益目的財産 残額 160	公益目的保有財産額 140	公益目的増減差額 20

公益目的取得財産残額の算定(別表H)に関する問題点と対応策(案)

1. 問題の所在

公益法人は、公益認定取消時に類似の目的を有する他の公益法人や国等に対して、公益の目的のために使用すべきとされた財産のうち、認定取消時までに費消・処分されていない財産(公益目的取得財産残額、以下同じ。)に相当する額を贈与することが義務付けられている(認定法30条、5条17号)。認定取消時に、公益認定後のすべての公益のために收受した財産と公益のための費消・処分の額を算出するのは困難であることから、制度上は、事業年度ごとに公益目的取得財産残額に準じた額を計算し、行政庁に報告することされており(認定規則48条)、その報告様式が事業報告書の別表Hである。

別表Hは、基本的に認定規則48条に定められる内容を様式化したものであるが、以下の点から、作成実務上負担となっていると考えられる。

- ① 認定規則48条の規定が難解である。
- ② 公益目的取得財産残額の概念の理解が浸透していない。
- ③ 計算書類等と公益目的取得財産残額の関係が不明確かつ検証が困難である。

2. 論点

上記①、②については、会計研究会で取り扱う性質のものではないと考えられるため、③について論点として取り扱う。

●計算書類等

公益法人は、各種の財務要件の計算基礎を与えるため、公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計の3区分による区分経理が、法令上求められている(認定法19条、認定規則13条、12条)。

公益目的事業会計の区分の収益には、公益目的事業の対価収入、公益目的事業のために收受した寄付金、補助金、社団の場合の必要的経費のほか、公益目的事業に関連する収益が計上される。また、法令上公益目的事業財産への繰入れが求められている収益事業等の利益の50%以上の額についても計上される。同じく費用・損失には、公益目的事業に直接跡付けられる費用・損失のほか、公益目的事業以外の事業等との共通費や管理費のうち、配賦可能なものについて間接的に跡付けられる費用・損失が計上される。

●公益目的取得財産残額

公益法人は、将来の認定取消に備えて、各事業年度の末日における公益目的取得財産残額に準ずる額を計算しなければならない（認定規則48条）。

公益目的取得財産残額に準ずる額は、概ね、当該事業年度の末日の公益目的保有財産の帳簿価額に、公益目的事業のために受け入れた寄付金、補助金、公益目的事業の対価収入、収益事業等から振り替えられた利益の50%以上の額、社団の場合の必要的経費、公益目的保有財産から生じた収益等を加算し、公益目的事業の事業費、公益目的保有財産から生じた費用・損失、公益目的事業の実施に伴って生じた経常外費用の額を減算した金額として計算されることとされている（加減算した額は、公益目的増減差額と定義されている。）。

●両者の関係

公益目的保有財産は、公益目的事業のために保有するものであり、会計区分上は公益目的事業会計として処理（ストック概念）されるものである。また、公益目的増減差額は、公益目的事業に関する損益であり、会計区分上は公益目的事業会計として処理（フロー概念）されるものである。その結果として、公益認定後は、公益目的取得財産残額と公益目的事業会計区分の正味財産残高が概ね一致すると考えられる。ただし、移行時に公益目的事業会計に配分した流動資産（運転資金）や公益目的保有財産以外の公益目的事業財産から生じた収益については、その取扱いが明確ではないため、公益目的増減差額に含めて処理するケースとそうでないケースが散在し、実務上の混乱が生じている。

さらに、公益目的取得財産残額と公益目的事業会計の正味財産残高は、そもそもその概念が異なるものの、この結果として公益目的取得財産残額と公益目的事業会計の正味財産残高に多額の差が生じており、法人において公益目的取得財産残額の検証ができないという声も出ているところである。

3. 対策案

●公益目的取得財産残額と公益目的事業会計の正味財産残高を一致させる方法

移行時に公益目的事業会計に配分した流動資産（運転資金）や公益目的保有財産以外の公益目的事業財産から生じた収益についても、計算書類等の承認プロセスを通して、認定規則48条3項1号ル社員総会、評議員会の定めによると解釈し、公益目的事業財産として取り扱う。

別表H（1）においては、認定規則48条3項1号ルに対応する⑩欄を用いて、公益目的増減差額に加算することとする。

(メリット)

- ✓ 移行時に公益目的事業会計に配分した流動資産（運転資金）や公益目的保有財産以外の公益目的事業財産から生じた収益は、公益目的事業会計の区分に計上され、事実上、公益目的事業の財源となっているため、公益法人の経営実態に合致している。
- ✓ 公益目的取得財産残額が、財務会計数値に一致することとなり、検証が容易となり、法人にとって負担と不安を減らすことができる。

(デメリット)

- ✓ 不適当な解釈と理解される可能性がある。

●別途検証方法を確立する方法

移行時に公益目的事業会計に配分した流動資産（運転資金）や公益目的保有財産以外の公益目的事業財産から生じた収益等について、毎期個別に把握して、公益目的事業会計の正味財産残高と公益目的取得財産残額との差を調整する調整表を作成する。

(メリット)

- ✓ 条文に素直である。
- ✓ 別途調整表を作成することで、公益目的事業会計の正味財産残高と公益目的取得財産残額の関係を検証することができる。

(デメリット)

- ✓ 法人の意思として、公益目的事業の財源としたものの一部が公益目的取得財産残額の計算に入らない。
- ✓ 公益目的事業が継続しているにも関わらず、公益目的取得財産残額がゼロ以下となる可能性がある。
- ✓ 事業年度毎に、公益目的事業会計の収益の内訳から公益目的増減差額に該当するものとそうでないものを分けてとらえる必要があり、法人にとって煩雑となる。

※ なお、公益目的取得財産額に関しては、収支相償の剩余金で借入金の返済が許容される場合には、貸借対照表の正味財産残高との乖離要因となる。こちらの論点については、別途議論の場があれば検討すべきではないかと考える。

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

(平成十八年六月二日法律第四十九号)

第二款 公益目的事業財産

第十八条 公益法人は、次に掲げる財産（以下「公益目的事業財産」という。）を公益目的事業を行うために使用し、又は処分しなければならない。ただし、内閣府令で定める正当な理由がある場合は、この限りでない。

- 一 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産（寄附をした者が公益目的事業以外のために使用すべき旨を定めたものを除く。）
- 二 公益認定を受けた日以後に交付を受けた補助金その他の財産（財産を交付した者が公益目的事業以外のために使用すべき旨を定めたものを除く。）
- 三 公益認定を受けた日以後に行なった公益目的事業に係る活動の対価として得た財産
- 四 公益認定を受けた日以後に行なった収益事業等から生じた収益に内閣府令で定める割合を乗じて得た額に相当する財産
- 五 前各号に掲げる財産を支出することにより取得した財産
- 六 第五条第十六号に規定する財産（前各号に掲げるものを除く。）
- 七 公益認定を受けた日の前に取得した財産であって同日以後に内閣府令で定める方法により公益目的事業の用に供するものである旨を表示した財産
- 八 前各号に掲げるもののほか、当該公益法人が公益目的事業を行うことにより取得し、又は公益目的事業を行うために保有していると認められるものとして内閣府令で定める財産

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則

(平成十九年九月七日内閣府令第六十八号)

(公益目的事業を行うことにより取得し、又は公益目的事業を行うために保有していると認められる財産)

第二十六条 法第十八条第八号 の内閣府令で定める財産は、次に掲げる財産とする。

- 一 公益社団法人にあっては、公益認定を受けた日以後に徴収した経費（一般社団・財団法人法第二十七条に規定する経費をいい、実質的対価その他の事業に係る収入等と認められるものを除く。第四十八条第三項第一号ホにおいて同じ。）のうち、その徴収に当たり使途が定められていないものの額に百分の五十を乗じて得た額又はその徴収に当たり公益目的事業に使用すべき旨が定められているものの額に相当する財産
- 二 公益認定を受けた日以後に行なった吸収合併により他の公益法人の権利義務を承継した場合にあっては、当該他の公益法人の当該合併の前日における公益目的取得財産残額（同日において当該他の公益法人の公益認定を取り消された場合における公益目的取得財産残額に準ずる額をいう。第四十八条において同じ。）に相当する財産
- 三 公益認定を受けた日以後に公益目的保有財産（第六号及び第七号並びに法第十八条第五号 から第七号 までに掲げる財産をいう。以下同じ。）から生じた収益の額に相当する財産
- 四 公益目的保有財産を処分することにより得た額に相当する財産

- 五 公益目的保有財産以外の財産とした公益目的保有財産の額に相当する財産
- 六 前各号に掲げる財産を支出することにより取得した財産
- 七 公益認定を受けた日以後に第一号から第五号まで及び法第十八条第一号 から第四号 までに掲げる財産以外の財産を支出することにより取得した財産であって、同日以後に前条の規定により表示したもの
- 八 法第十八条 各号及び前各号に掲げるもののほか、当該法人の定款又は社員総会若しくは評議員会において、公益目的事業のために使用し、又は処分する旨を定めた額に相当する財産

(各事業年度の末日における公益目的取得財産残額)

第四十八条 公益法人は、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額（同日において公益認定を取り消された場合における公益目的取得財産残額に準ずる額をいう。以下この条において同じ。）を算定しなければならない。

- 2 前項に規定する当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額は、次に掲げる額の合計額とする。
 - 一 当該事業年度の末日における公益目的増減差額
 - 二 当該事業年度の末日における公益目的保有財産の帳簿価額の合計額
 - 3 前項第一号に規定する当該事業年度の末日における公益目的増減差額は、当該事業年度の前事業年度の末日における公益目的増減差額（公益認定を受けた日の属する事業年度又は法第二十五条第一項 の認可を受けて設立した法人の成立の日の属する事業年度（以下「認定等事業年度」という。）にあっては、零）に第一号の額を加算し、第二号の額を減算して得た額とする。
 - 一 次に掲げる額の合計額
 - イ 当該事業年度（認定等事業年度にあっては、公益認定を受けた日又は法第二十五条第一項 の認可を受けて設立した法人の成立の日（チにおいて「認定等の日」という。）から事業年度の末日までの期間。以下この項において同じ。）中に寄附を受けた財産（寄附をした者が公益目的事業以外のために使用すべき旨を定めたものを除く。）の額（当該財産が金銭以外の財産である場合にあっては、当該財産の受け入れた時における価額。以下この項において同じ。）
 - ロ 当該事業年度中に交付を受けることとなった補助金その他の財産（財産を交付する者が公益目的事業以外のために使用すべき旨を定めたものを除く。）の額
 - ハ 当該事業年度中に行った公益目的事業に係る活動の対価の額
 - ニ 当該事業年度の各収益事業等から生じた収益の額に百分の五十を乗じて得た額
 - ホ 公益社団法人にあっては、当該事業年度中に社員が支払った経費のうち、その徴収に当たり使用すべき旨の定めがないものの額に百分の五十を乗じて得た額及びその徴収に当たり公益目的事業に使用すべき旨が定められたものの額
 - ヘ 当該事業年度において、合併により他の公益法人の権利義務を承継した場合にあっては、当該他の公益法人の当該合併の前日における公益目的取得財産残額
 - ト 当該事業年度中に公益目的保有財産から生じた収益の額
 - チ 当該事業年度の開始日の前日における公益目的保有財産の帳簿価額の合計額（認定等事業年度にあっては、認定等の日における法第十八条第六号 に掲げる財産（公益認定を受けた日前に取得したもの（当

該財産が合併により消滅した公益法人から承継したものである場合にあっては、当該消滅した公益法人が公益認定を受けた日前に取得した財産であって、当該消滅した公益法人において法第十八条第六号に掲げる財産であったもの)と認められるものに限る。以下同じ。)の帳簿価額の合計額。次号二において同じ。)から当該事業年度の末日における公益目的保有財産の帳簿価額の合計額を控除して得た額

リ 当該事業年度において、法第十八条第六号に掲げる財産の改良に要した額

ヌ 当該事業年度の引当金の取崩額

ル イからヌまでに掲げるもののほか、定款又は社員総会若しくは評議員会の定めにより当該事業年度において公益目的事業財産となった額

二 次に掲げる額の合計額

イ 当該事業年度の第二十一条第一項第一号の額に同項第二号の額を加算し、同項第五号の額を減算して得た額

ロ イに掲げるもののほか、当該事業年度において公益目的保有財産について生じた費用及び損失(法第十八条ただし書の正当な理由がある場合に生じたものに限る。ハにおいて同じ。)の額

ハ イ及びロに掲げるもののほか、当該事業年度において公益目的事業の実施に伴って生じた経常外費用の額

二 当該事業年度の末日における公益目的保有財産の帳簿価額の合計額から当該事業年度の開始日の前日における公益目的保有財産の帳簿価額の合計額を控除して得た額

ホ イから二までに掲げるもののほか、当該事業年度において他の公益法人に対し、当該他の公益法人の公益目的事業のために寄附した財産の価額

4 前項第一号へに規定する合併により消滅する公益法人の当該合併の日の前日における公益目的取得財産残額は、次に掲げる額の合計額とする。この場合においては、当該合併の日の前日を当該事業年度の末日とみなして算定し、財産目録並びに貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書によるものについては、第八条第四項第二号に掲げる書類によるものとする。第五十条第三項においても、同様とする。

一 当該合併の日の前日における公益目的増減差額

二 当該合併の日の前日における公益目的保有財産の価額の合計額

別冊H(1) 些微事業年度末に有する公益目的の賛助財産額

卷之三

別表 H(1)記載項目

1. 公益目的増減差額

当該事業年度末日の公益目的増減差額 (1)

前事業年度の末日の公益目的増減差額 (2)

当該事業年度に増加した公益目的事業財産

【損益計算書（公益目的事業会計）上の数値】

寄附を受けた財産の額 (3)

交付を受けた補助金等 (4)

公益目的事業に係る対価収入 (5)

収益事業等から生じた利益のうち公益目的事業財産に繰り入れた額 (6)

社員が支払った経費の額【公益社団法人のみ記入】(7)

公益目的保有財産の運用益等 (5 欄に参入した額を除く) (8)

公益目的事業に係る引当金の取崩額 (9)

【その他の数値】

公益目的保有財産に係る調整額 (10)

合併により承継した他の公益法人の公益目的取得財産残額 (11)

認定等の日前に取得した不可欠特定財産の帳簿価額の増加額 (12)

3 欄～12 欄の他、定款等の定めにより公益目的事業財産となつた額 (13)

当該事業年度に増加した公益目的事業財産の合計額 (14)

当該事業年度の公益目的事業費等

【損益計算書（公益目的事業会計）上の数値】

公益目的事業費の額（財産の評価損等の調整後の額）(15)

15 欄の他、公益目的保有財産に生じた費用及び損失の額 (16)

15 欄、16 欄の他、公益目的事業の実施に伴つて生じた経常外費用の額 (17)

15 欄～17 欄の他、他の公益法人の公益目的事業のために寄附した財産の価額 (18)

【その他の数値】

公益目的保有財産に係る調整額 (19)

当該事業年度の公益目的事業費等の合計額 (20)

勘定科目と別表H(1)表との対応表

勘定科目	別表H(1)表記載項目
基本財産運用益	
基本財産受取利息	(8)
基本財産受取配当金	(8)
基本財産受取賃貸料	(5) 又は (8)
特定資産運用益	
特定資産受取利息	・
特定資産受取配当金	・
特定資産受取賃貸料	・
受取入会金	
受取入会金	
受取会費	
正会員受取会費	
特別会員受取会費	
賛助会員受取会費	
事業収益	
○○事業収益	
受取補助金等	
受取国庫補助金	
受取地方公共団体補助金	
受取民間補助金	
受取国庫助成金	
受取地方公共団体助成金	
受取民間助成金	
受取補助金等振替額	
受取負担金	
受取負担金	
受取負担金振替額	
受取寄付金	
受取寄付金	
募金収益	
受取寄付金振替額	

雜収益 受取利息 有価証券運用益 雜収益	
事業費	
管理費	
基本財産評価損益等 基本財産評価損益等 特定資産評価損益等 特定資産評価損益等 投資有価証券評価損益等 投資有価証券評価損益等	
固定資産売却益 建物売却益 車両運搬具売却益 什器備品売却益 土地売却益 借地権売却益 電話加入権売却益	
固定資産受贈益 土地受贈益 投資有価証券受贈益	
固定資産売却損 建物売却損 車両運搬具売却損 什器備品売却損 土地売却損 借地権売却損 電話加入権売却損	
固定資産減損損失 土地減損損失 投資有価証券減損損失	
災害損失 災害損失	
他会計振替額	

(指定正味財産増減の部)	
受取補助金等	
受取国庫補助金	
受取地方公共団体補助金	
受取民間補助金	
受取国庫助成金	
受取地方公共団体助成金	
受取民間助成金	
受取負担金	
受取負担金	
受取寄付金	
受取寄付金	
固定資産受贈益	
土地受贈益	
投資有価証券受贈益	
基本財産評価益	
基本財産評価益	
特定資産評価益	
特定資産評価益	
基本財産評価損	
基本財産評価損	
特定資産評価損	
特定資産評価損	
一般正味財産への振替額	
一般正味財産への振替額	
基金受入額	
基金受入額	
基金返還額	
基金返還額	

Q 4. 別表H(1) 検算表(様式1)(素案)

目的 区 分	14欄の検算		20欄の検算	24欄の検算
	当期の増減			③差引: 増減差額(①-②)
	① 収益・加算額	② 費用・減算額等		
公益目的事業会計(損益計算)				
I 一般正味財産増減の部 1. 経常増減の部 2. 経常外増減の部 他会計振替額 当期一般正味財産増減額	(「経常収益計」の額) (「経常外収益計」の額) (別表A記載の利益振替額)	(「経常費用計」の額) (「経常外費用計」の額) —	(「当期経常増減額」) (「当期経常外増減額」) (別表A記載の利益振替額) (当期一般正味財産増減額)	
II 指定正味財産増減の部 当期指定正味財産増減額 当期正味財産増減額	(「当期指定正味財産増減額」)	—	(「当期指定正味財産増減額」)	
調整項目	(当期総収益の額)	(当期総費用の額)	(当期正味財産増減額)	
加算	公益実施費用額に算入しないこととなった以下の額 譲渡損失(利益) 財産の評価損失(利益) 財産の運用損失(利益) 合併により承継した他の公益法人の公益目的取得財産残額 不可欠特定財産増加額 定款の定めにより益目的事業財産となった額	(「譲渡損失(△利益)」の額) (「財産の評価損失(△利益)」の額) (「財産の運用損失(△利益)」の額) (別表H(1) 11欄の額) (別表H(1) 12欄の額) (別表H(1) 13欄の額)	(「譲渡損失(△利益)」の額) (「財産の評価損失(△利益)」の額) (「財産の運用損失(△利益)」の額) (別表H(1) 11欄の額) (別表H(1) 12欄の額) (別表H(1) 13欄の額)	

	その他(もし、あれば)	(その他?)	(その他?)
小計			
減算	公益実施費用額に算入することとなった商品又は製品の原価 その他(もし、あれば)	(当該商品又は製品の原価) (その他?)	△(当該商品又は製品の原価) △(その他?)
小計			
	公益目的取得財産残額 調整後: 当期増減額 期首残高 期末残高		(差引・合計額) (前期別表H(1) 24欄の額) (別表H(1) 24欄の額と一致)
	22欄-21欄の額	(22欄-21欄>0の場合) (別表H(1) 14欄の額と一致)	(21欄-22欄>0の場合) (別表H(1) 20欄の額と一致)

Q 4. 別表H(1) 検算表(様式2)(素案)

区分	開始残高	当期増減額				期末残高 (合計)
		X1年度	X2年度	X3年度	X年度(当期)	
正味財産						
一般正味財産						
指定正味財産						
合計						
調整項目						
加	公益実施費用額に算入しないこととなった以下の額 譲渡損失(利益) 財産の評価損失(利益) 財産の運用損失(利益) 合併により承継した他の公益法人の公益目的取得財産残額 不可欠特定財産増加額 定款の定めにより益目的事業財産となった額 その他(もし、あれば)					
算	小計					
減	公益実施費用額に算入することとなった商品又は製品の原	△	△	△	△	△

価 その他(もし、あれば)		△	△	△		△	△
小計		△	△	△		△	△
公益目的取得財産残額							
調整後:当期増減額	—	(差引・合計額)	(差引・合計額)	(差引・合計額)		(差引・合計額)	(差引・合計額)
移行(設立)時の正味財産残額との差額	(±開始差額)	—	—	—		—	(±開始差額)
期首残高	—	(前期末残高)	(前期末残高)	(前期末残高)		(前期末残高)	—
開始/期末残高							

(一致)

Q 5の場合(つまり、別表H(1)の「損益計算(公益目的事業会計)上の数値」が、正味財産増減計算書内訳表の公益目的事業会計の数値と原理的に不一致となる場合)、上記(別表H(1)の「その他の数値」)のほか、調整項目として以下のようなものが考えられる。
○加算調整項目
・基本財産運用益、特定資産運用益、受取利息等(で5欄、8欄に該当しないもの)
・雑収益、経常外収益等(で3~5欄、7~9欄に該当しないもの)
○減算調整項目
・経常外費用(で16~18欄に該当しないもの)

別表 H (1)

正味財産増減計算書内訳表公益目的事業会計小計欄の以下を記入する。

増加

経常収益計	
評価損益等計	
経常外収益計	
他会計振替額	
合計 (3欄から9欄の合計)	

公益目的事業費等

経常費用計	
別表 C (1) 18欄	
経常外費用計	
合計 (15欄から18欄の合計)	

平成26年3月10日

内閣府 公益認定等委員会
事務局長 高野修一殿

公益財団法人 公益法人協会
理事長 太田 達男

定期提出書類別表H（1）の記載方法に関するご照会等

公益法人が事業年度末において提出する定期提出書類中、別表H（1）13欄に記入すべき、金額について下記のとおり不分明な部分があり、貴事務局のご見解をお伺いします。

記

1 問題の所在

別表H（1）13欄の記載方法を説明した①には次のとおり記載されている。

下記の合計額を記載してください。
○認定法施行規則§26⑧に基づき、当該事業年度において、法人の定款又は社員総会若しくは評議員会の定めにより公益目的事業財産とした財産がある場合には、その合計額。
○認定法§18⑦又は認定法施行規則§26⑦の規定に基づき、当該事業年度において公益目的事業財産とした財産がある場合には、当該事業年度末日における当該公益目的保有財産の帳簿価額。

1) 上記説明上段について

「法人の定款又は社員総会（財団の場合評議員会、以下社員総会等）の定め」により「公益目的事業財産とした財産」とは具体的にどのような財産を指すのか必ずしも明確にされていないため、解釈が分かれている。

その根拠となる認定法§26⑧は「法18条各号及び前各号に掲げるもののほか、当該法人の定款又は社員総会若しくは評議員会において、公益目的事業のために使用し、又は処分する旨を定めた額に相当する財産」と規定している。「法18条各号及び前各号に掲げるもの」は、寄附金や公益目的事業対価収入など当然に公益目的事業財産となるべき財産を列挙していることから、「法18条各号及び前各号に掲げるもののほか」とは公益目的事業財産以外の財産を指し、このような財産を任意に公益目的事業財産とすることを定款に規

定するか社員総会等で機関決定した財産と考えられる。公益目的事業財産以外の財産としては法人会計に属する財産や収益事業等会計に属する財産が考えられる。

ここで、問題となるのは公益目的事業において損失(赤字)が生じた場合、その赤字相当額は法人全体の正味財産の減少要因となるが、その場合、公益目的事業会計の正味財産を減額しないで法人会計の正味財産を減額した場合、その額を公益目的事業財産の収入として、別表H(1)13欄に記入すべきかどうかで考え方方が分かれている

2) 上記説明下段について

「認定法§18⑦又は認定法施行規則§26⑦の規定に基づき、当該事業年度において公益目的事業財産とした財産」とは、認定前、認定後に取得した財産で、法令上当然に公益目的事業財産となるもの以外の財産を「公益目的保有財産」とした場合にその額を記入するよう説明しているものである。

これについては、結果的に特段の問題は生じないと思うが、認定法規則第48条第3項で公益目的増減差額の加算要因として規定されていないにもかかわらず、何故加算すべき数値として説明されているのか、一般には難解であるため説明が必要であろう。

2 弊協会の見解

公益目的事業会計に赤字が生じ、結果として法人会計の正味財産を減少させた場合、当該減少額を公益目的事業財産の増加要因として別表H(1)13欄に記入する必要は間違いないであると考える。

(理由)

別表H(1)13欄に記入すると、公益目的取得財産残額計算の基本的方法を規定した認定法第30条2項の趣旨を没却した結果になると考えられるためである。

すなわち、公益目的取得財産残額は、当該公益法人が取得したすべての「公益目的事業財産」(同条2項一号)から「公益目的事業を行うために費消し、又は譲渡した公益目的事業財産」(同条2項二号)を除外した残余の財産の合計額から、「公益目的事業財産以外の財産」であって、公益目的事業を行うために費消し又は譲渡したもの及び同日以後に公益目的事業の実施に伴い負担した公租公課の支払その他内閣府令で定めるものの合計額」(同条2項三号)を控除して得た額と規定されている。

つまり、「公益目的事業財産以外の財産」を財源としてまで公益目的事業を実施した場合は、その財源とした額を贈与すべき公益目的取得財産残額から減額することが社会通念上公平であるとの考えに基づくものと考えられる。

しかるに、上記赤字相当額を別表H(1)13欄に記入すると、公益目的事業財産の増加と同事業費が相殺される結果、公益目的増減差額は減額されず、同条2項三号の規定が適用されない(空文化する)ことになる。

ここで、以下の前提条件の下に、3つのケースにより検証する。

(前提条件)

- ・前事業年度末の公益目的増減差額 20 (2欄)
- ・前事業年度末の公益目的保有財産合計額 30 (22欄)
- ・当該事業年度の寄附金 10 (3欄)
- ・当該事業年度の公益目的事業費 20 (15欄)
- ・当該事業年度の公益目的事業会計の調整前赤字 10 (14欄-20欄)

ケース A、赤字 10 を公益目的保有財産の取り崩しにより充当する場合

ケース B、赤字 10 を公益目的保有財産以外の公益目的事業財産（前事業年度末公益目的増減差額）により充当する場合

ケース C、赤字 10 を法人会計の正味財産を減額し、充当する場合

欄		ケース A	ケース B	ケース C
1 当該事業年度末日公益目的増減差額	2欄+14欄-20欄	20	10	20
2 前事業年度末日公益目的増減差額		20	20	20
3 寄附金		10	10	10
10 公益目的保有財産に係る調整額	22欄-21欄	10		
13 定款等の定めにより公益目的事業財産となつた額				10
14 当該事業年度に増加した公益目的事業財産の合計額	3欄~13欄の合計額	20	10	20
15 公益目的事業費の額		20	20	20
20 当該事業年度の公益目的事業費等の合計額	15~19欄の合計額	20	20	20
21 当該事業年度末日の公益目的保有財産の合計額		20	30	30
22 前事業年度末日の公益目的保有財産の合計額		30	30	30
24 当該事業年度末日の公益目的取得財産残額	1欄+21欄	40	40	50
(前事業年度末公益目的取得財産残額)		50	50	50

上記の計算で分かるように、当該事業年度の公益目的事業財産収益が同費用を下回り（赤字）、公益目的事業財産（公益目的保有財産を含む）を財源として赤字に充当する場合、公益目的取得財産残額はその赤字相当額だけ確実に減少する。一方公益法人会計等他の会計に属する財産をもって充当する場合には、常に当該事業年度の公益目的増減差額は0となり、公益目的取得財産残額も減額されないこととなる。

これは前述の公益認定法第30条第2項の規定に違反していることと考えざるを得ない。

なお、純粹に会計的見地から、公益目的事業会計の赤字について法人会計から「他会計振替」勘定により、繰り入れた場合は公益目的事業財産の収益となり、認定法§26条八号の「法18条各号及び前各号に掲げるもののほか、当該法人の定款又は社員総会若しくは評議員会において、公益目的事業のために使用し、又は処分する旨を定めた額に相当する財産」に該当するので、13欄に記入を要し、赤字のまま繰り越す（「他会計振替」勘定を使用しない）場合は、公益目的事業会計の収益とならないため、13欄の記入を要しないとする考え方もあるようだが、会計処理の相違によって法の趣旨を変えることはできないと考える。

また、収益事業から公益目的事業会計への繰り入れについては、利益の50%は公益目的事業財産とされ（認定法第18条第四号、規則第24条）、さらに、一定の条件下で50%を超えて繰入れることが認められている（ガイドライン5.（3））。これらの収益事業からの繰入れ（税法上の「みなし寄附金」）は別表H(1)の6欄に記載することとなっており、この点については問題ないが、一定の条件に該当しない50%を超える繰入れ（有税繰入れ）で公益目的保有財産としない場合については、13欄の説明にはなく記載を要求されていないと考えられる。仮に記載を要しないと考えているのであれば、法人会計からの繰入れの場合の取扱いと著しくバランスを欠く結果となるが、これについても併せてご検討いただきたい。

3 対策

13欄説明①で、この上段部分を削除する。もともと、認定法規則第26条八号財産を公益目的増減差額の計算上加算すべきものとして、認定法規則第48条3項一号ルで規定したことが、間違いの原因ではなかったかと思うが、規則改正も視野に入れることが必要になる場面も想定される。

また、認定法規則第48条3項一号ルは「当該法人の定款又は社員総会若しくは評議員会において」と規定しているが、通常定款で赤字の場合の処理を規定したり、最高の決議機関である社員総会等で、議案として提出する慣行はない。計算書類の中に赤字決算が含まれているから社員総会等において承認されたとの考え方もあり得ないわけではないが、違和感の残る解釈である。

なお、規則を改正せず、13欄への記入も変更せず、調整計算としてH(1)表右側の事業費等の欄に、同額をマイナスするための欄を設けるのも一法と思われるがいずれにせよ、このあたりをご検討いただきたい。

多くの公益法人が3月期決算時期を迎えることを考慮され、混乱の生じないよう早急にご検討されることをお願いする。

「付記」

H(1)表について上記のほか、よく質問を受ける事項として「特定公益費用準備資金」「公益資産取得資金」「退職給付引当預金（公益目的事業従事役職員）」の利息収入は公益目的事業財産の収益として計上すべきか否か、計上するとすれば13欄かという疑問がある。公益認定法及びその規則からは、上記利息は公益目的事業資産として認識されていないよう解されるが、見解を明らかにしていただきたい。

以上

別表 H(1) 当該事業年度末日における公益目的取得財産残額

別表H(1) 当該事業年度末における 公益目的取得財産残額		記載要領：下表の水色欄(■部分)を記載してください。			
事業 年度	自 然 年 度	年 月 日	法 人 コ ド	年 月 日	法 人 名
このうち、公益目的増減差額とは、当該事業年度末における公益目的事業財産の未使用残高です。認定取消時には残高に相当する額の財産を、法で定める適格な法人のうち、定款で定める者に贈与しなければなりません。					
公益目的取得財産残額は、以下の計算により算定します。 公益目的増減差額 + 公益目的保有財産 = 公益目的取得財産残額					
このうち、公益目的増減差額とは、公益に充てられるべき資金(流動資産)であり、以下の計算により算定します。 当該事業年度末の公益目的事業財産額 + 当該事業年度に増加した公益目的事業財産 - 当該事業年度の公益目的事業費等 = 当該事業年度末の公益目的増減差額					
1. 公益目的増減差額					
当該事業年度末日の公益目的増減差額 (2欄+14欄-20欄)					
前事業年度の末日の公益目的増減差額 (a)					
当該事業年度に増加した公益目的事業財産					
財 産 計 算 書 公 益 目 的 事 業 費 金 額 上 の 数 値	寄附を受けた財産の額	3	(b)	円	当該事業年度の公益目的事業費等
	交付を受けた助成金等	4	円	(15欄+16欄+17欄+18欄)の他、公益目的保有財産に生じた費用及び損失の額	円
	公益目的事業に係る取扱収入	5	円	(15欄+16欄+17欄+18欄)の他、公益目的事業の実施に伴って生じた経常外費用の額	円
	収益事業等から生じた利潤のうち公益目的事業財産に取り入れた額	6	円	(15欄+16欄+17欄+18欄)の他、公益目的事業のために削除した財産の額	円
	社員が支払った経費の額 【公益社員によるみ記載】	7	円	(15欄+16欄+17欄+18欄)の他、他の公益法人の公益目的事業のために削除した財産の額	円
	公益目的保有財産の運用益等 (5欄に算入した額を除く)	8	円	(15欄+16欄+17欄+18欄)の他、他の公益法人の公益目的事業のために削除した財産の額	円
	(15欄+16欄+17欄+18欄)の他、他の公益法人の公益目的事業のために削除した財産の額	9	円	(15欄+16欄+17欄+18欄)の他、他の公益法人の公益目的事業のために削除した財産の額	円
	公益目的事業に係る引当金の取扱額	10	円	(15欄+16欄+17欄+18欄)の他、他の公益法人の公益目的事業のために削除した財産の額	円
	その他の財産の増加額 合併により承継した他の公益法人の公益目的取得財産額 の確定等の日前に実現した不可欠特定財産の帳簿価額の増加額	11	円	(15欄+16欄+17欄+18欄)の他、他の公益法人の公益目的事業のために削除した財産の額	円
	3欄～12欄の他、定款等の定めにより 公益目的事業財産とした額	12	円	(15欄+16欄+17欄+18欄)の他、他の公益法人の公益目的事業のために削除した財産の額	円
当該事業年度に増加した公益目的事業財産の合計額 (3欄+12欄の合計)	13	円	(15欄+16欄+17欄+18欄)の他、他の公益法人の公益目的事業のために削除した財産の額	円	
当該事業年度に増加した公益目的事業財産の合計額 (3欄+12欄の合計)					
2. 公益目的保有財産					
当該事業年度末における公益目的保有財産の帳簿価額の合計額(別表G(2)A)					
(参考数値)					
前事業年度末における公益目的保有財産の帳簿価額の合計額					
うち認定の日前に実現した不可欠特定財産の帳簿価額の合計額					
3. 公益目的取得財産残額					
当該事業年度末における公益目的取得財産残額(1欄+21欄)					

② 前事業年度の末日の公益目的増減差額

特例民法法人から移行認定を受けて公益法人になった最初の事業年度の場合には、添付資料の「移行時の公益目的取得財産残額」の7欄の額を記載してください。

一般法人から公益認定を受けて公益法人になった最初の事業年度の場合には、0円となります。

移行認定後2年目以降は前事業年度の1欄の額を記載してください。

⑥ 3欄、8欄

それぞれ別表H(2)で、列記したものの合計額を記載してください。3欄は、「1. 寄附を受けた財産」のうち(2)の合計額を記載してください。

④ 収益事業等から生じた利益のうち公益目的事業財産に繰り入れた額

別表 A(3) の 10 棚の合計額を転記してください。

④ 社員が支払った経費の額

別表H(2)の「2. 社員が支支払った経費」のうち、(2)の合計額と、(3)の「うち、公益目的事業のために使用する金額」の合計額を合算した額を記載してください。

④ 認定等の日前に取得した不可欠特定財産の帳簿価額の増加額

認定等の日（特例民法法人が移行認定を受けて公益法人になった場合には移行の登記の日）前に取得した不可欠特定財産の改良によって当該事業年度中に当該財産の帳簿価額が増加した場合に、その増加額を記載してください。

⑤ 定款箇の定めにより公益目的事業財産となつた類

下記の合計額を記載してください。

○認定法施行規則§26⑧に基づき、当該事業年度において、法人の定款又は社員総会若しくは評議員会の定めにより公益目的事業財産とした財産がある場合には、その合計額。

○認定法 § 18⑦又は認定法施行規則 § 26⑦の規定に基づき、当該事業年度において公益目的事業財産とした財産がある場合には、当該事業年度末日における当該公益目的保有財産の帳簿価額

例1 公益目的事業以外の財源により ① ② 及び③等の財源としの場合についてここに記載してください。

- ①公益目的保有財産等を取得した場合
②資産取得資金を積立てた場合
③特定費用準備資金を積立てた場合

例2 一般社団・一般財団法人より公益法人となった法人については認定初年度の別表C(2)の「1. 公益目的保有財産」の期首計(A)をここに記載してください。



この様式の 15 欄～23 欄については、次のページで説明しています。

別表H(1) 当該事業年度末日における 公益目的取得財産残額		記載要領：下表の水色欄()部分)を記載してください。	
事業 年度	自 年 月 日	法人コード	法人名
至 年 月 日			
公益目的取得財産残額とは、毎事業年度末における公益目的事業の未使用残高です。認定取消時には残高に相当する額の財産を、法で定める過格な法人のうち、定款で定める者に贈与しなければなりません。			
公益目的取得財産残額は、以下の計算により算定します。 公益目的増減差額 + 公益目的保有財産 = 公益目的取得財産残額			
このうち、公益目的増減差額とは、公益に充てられるべき資金(活動資産)であり、以下の計算により算定します。 当該事業年度末日の公益目的増減差額 + 当該事業年度に増加した公益目的事業財産 - 当該事業年度の公益目的事業費等 = 当該事業年度末日の公益目的増減差額			
1. 公益目的増減差額			
当該事業年度末日の公益目的増減差額 (2欄+14欄-20欄)	1	円	
前事業年度の末日の公益目的増減差額	2	円	
当該事業年度に増加した公益目的事業財産			
損益計算書を受けた財産の額	3	円	
交付を受けた補助金等	4	円	
(一) 公益目的事業に係る利益の収益	5	円	
公益目的事業等から生じた利益のうち公益目的事業財産に係り入れた額	6	円	
支員が支払った経費の額 【公益社団法人のみ記載】	7	円	
公益目的保有財産の運用益等 上(5欄に算入した額を除く)	8	円	
公益目的事業に係る引当金の取崩額	9	円	
公益目的保有財産に係る調整額 (22欄-21欄) (マイナスの場合は零)	10	円	
その合併により承継した他の公益法人の 他の公益目的取得財産残額	11	円	
の認定の日前に取得した不可欠特定 財産の帳簿価額の増加額 3欄-12欄の他、定款等の定めにより 公益目的事業財産となった額	12	円	
当該事業年度に増加した公益目的事業 財産の合計額(3欄-13欄の合計)	13	円	
当該事業年度末日の公益目的事業費等の合 計額(15欄-19欄の合計)	14	円	
2. 公益目的保有財産			
当該事業年度末日における公益目的保有 財産の帳簿価額の合計額(別表C(2)A)	21	①	円
当該事業年度の公益目的保有 財産の帳簿価額の合計額	22	①	円
うち認定等の日前に取得した不可欠 特定財産の帳簿価額の合計額	23	□	円
3. 公益目的取得財産残額			
当該事業年度末日における公益目的取 得財産残額(1欄+21欄)	24	円	

⑥ 16欄、18欄

それぞれ別表H(2)で、列記したものの合計額を記載してください。

⑥ 公益目的事業費の額(財産の評価損等の調整後の額)

別表C(1)の17欄+18欄-22欄の金額を転記してください。

つまり、損益計算書上の公益目的事業に係る事業費の額に商品等譲渡に係る原価相当額が含まれていない場合には当該金額を加算し、財産の譲渡損・評価損・運用損の額が含まれている場合には当該金額を控除した額を記載します。

⑥ 公益目的事業の実施に伴って生じた経常外費用の額

賃借金など公益目的事業の実施に伴って生じた経常外費用であって、15欄-16欄に算入されていないものがある場合に、その額を記載してください。

① 当該事業年度末日における公益目的保有財産の帳簿価額の合計額

別表C(2)の「計(A)」(期末)欄の金額を転記してください。

① 22欄、23欄

① 公益法人になった最初の事業年度について

特例民法人が移行認定を受けて公益法人になった最初の事業年度は、22欄及び23欄には、それぞれ移行登記の日における不可欠特定財産の帳簿価額の合計額を記載してください。

一般法人が公益認定を受けて公益法人になった最初の事業年度は、22欄及び23欄には、認定を受けた日における不可欠特定財産の帳簿価額の合計額を記載してください。

② 翌事業年度以降

22欄は、前年度の事業報告における21欄の額を記載してください。

23欄は、前年度の事業報告における12欄の額と23欄の額の合計額を記載してください。

別表H(2) 当該事業年度中の公益目的増減差額の明細

(別表) 別表H(2) 当該事業年度中の 公益目的増減差額の明細																																																																											
事業 年度	自 由 月 度	月 日	法人コード 法人名																																																																								
記載要領：下表の水色欄(部分)を記載してください。																																																																											
<p>a 1. 寄附を受けた財産 (1) 寄附者により、公益目的事業以外のために使用すべき旨が定められているもの 【公益目的増減差額に加算されないもの】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>使途の定めの内容</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td>円</td></tr> <tr><td>合計</td><td> </td><td>円</td></tr> </tbody> </table> <p>注：寄附の名称ごとに寄附者による使途の定めの内容が分かれる書類(寄附規定、募集要項等)を添付してください。</p> <p>(2) (1)以外のもの 【公益目的増減差額に加算されるもの】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>使途の定めの内容</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td>円</td></tr> <tr><td>合計</td><td> </td><td>円</td></tr> </tbody> </table>				名称	使途の定めの内容	金額			円			円			円			円			円			円	合計		円	名称	使途の定めの内容	金額			円			円			円			円			円			円	合計		円																								
名称	使途の定めの内容	金額																																																																									
		円																																																																									
		円																																																																									
		円																																																																									
		円																																																																									
		円																																																																									
		円																																																																									
合計		円																																																																									
名称	使途の定めの内容	金額																																																																									
		円																																																																									
		円																																																																									
		円																																																																									
		円																																																																									
		円																																																																									
		円																																																																									
合計		円																																																																									
<p>b 2. 社員が支払った経費【公益社団法人のみ記載】 (1) 公益目的事業以外のために使用すべき旨を定めているもの 【公益目的増減差額に加算されないもの】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>使途の定めの内容</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td>円</td></tr> <tr><td>合計</td><td> </td><td>円</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 公益目的事業のために使用すべき旨を定めているもの 【公益目的増減差額に加算されるもの】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>使途の定めの内容</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td>円</td></tr> <tr><td>合計</td><td> </td><td>円</td></tr> </tbody> </table> <p>(3) 使途の定めがないもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>金額</th> <th>うち、公益目的事業のために使用する金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td> </td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td> </td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td> </td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td> </td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td> </td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td>合計</td><td> </td><td>円</td></tr> </tbody> </table>				名称	使途の定めの内容	金額			円			円			円			円			円			円	合計		円	名称	使途の定めの内容	金額			円			円			円			円			円			円	合計		円	名称	金額	うち、公益目的事業のために使用する金額		円	円		円	円		円	円		円	円		円	円		円	円	合計		円
名称	使途の定めの内容	金額																																																																									
		円																																																																									
		円																																																																									
		円																																																																									
		円																																																																									
		円																																																																									
		円																																																																									
合計		円																																																																									
名称	使途の定めの内容	金額																																																																									
		円																																																																									
		円																																																																									
		円																																																																									
		円																																																																									
		円																																																																									
		円																																																																									
合計		円																																																																									
名称	金額	うち、公益目的事業のために使用する金額																																																																									
	円	円																																																																									
	円	円																																																																									
	円	円																																																																									
	円	円																																																																									
	円	円																																																																									
	円	円																																																																									
合計		円																																																																									
<p>③ 社員が支払った経費の額</p> <p>会費等のうち、法人法 § 27に基づいて公益社団法人が当該事業年度に社員から徴収した経費について、使途の定めの有無等に応じて分類して記載してください。金額欄は(1)、(2)は使途の定めの内容に応じて算出した額を記載してください。(3)は、使途を定めずに徴収した経費の全額を「金額」欄に記載し、そのうち公益目的事業会計の収益として計上した額を「うち、公益目的事業のために使用する金額」欄に記載してください。(ただし、使途を定めずに徴収した経費のうち、50%は公益目的事業のために使用する必要があります。)</p> <p>(2)の合計額と、(3)の「うち、公益目的事業のために使用する金額」の合計額とを合算した額が公益目的増減差額に加算されます。</p>																																																																											

② 寄附を受けた財産

① 使途の定めのある場合

「〇〇寄附金」などの名称がある場合には、名称ごとに記載してください。

名称がない寄附金は、使途の定めの内容に応じて分類し、名称がある寄附金と区別できるような形で適宜名称(「寄附金1」といったものでも可)を記載してください。

(1)には、寄附者により、公益目的事業以外のために使用すべき旨が定められているものを記載してください。(2)には、寄附者により、公益目的事業のために使用すべき旨が定められているものを記載してください。

金額の欄は、使途の定めの内容に応じて算出した額を記載してください。

なお、指定正味財産として受け入れた寄附金は受取時に「寄附を受けた財産」へ記載してください。

このため、公益法人会計基準を準拠して、指定正味財産から一般正味財産へ振り替えた時点での記載は不要となります。

② 使途の定めのない場合

使途の定めのない寄附金は、全て公益目的増減差額に加算されますので、「(2) (1)以外のもの」に全額を一括して計上してください。

なお、公益目的事業しか行わない法人が、寄附金の一部を合理的な範囲で管理費に充てる場合(次ページ参照)は、管理費に割り振る寄附金は(1)に記載するとともに、「使途の定めの内容」欄にその旨明記してください。

寄附金に該当する賛助会費(会員に対し、相当の反対給付等を行うものは除く)、5号財産及び6号財産として受け入れをした金額がある場合にはその使途に応じ(1)、(2)に記載してください。

C

3. 公益目的保有財産の運用益等
【公益目的増減差額に加算されるもの】

公益目的保有財産の名称	運用益等の内容	金額
		円
		円
		円
		円
		円
		円
合計		円

D

4. 公益目的保有財産に生じた費用及び損失（公益目的事業費（調整後）に含まれるものを除く）
【公益目的増減差額から減算されるもの】

公益目的保有財産の名称	費用及び損失が生じた理由	金額
		円
		円
		円
		円
		円
		円
合計		円

E

5. 他の公益法人の公益目的事業のために寄附した財産
【公益目的増減差額から減算されるもの】

寄附先の公益法人の名称	寄附した財産の用途（公益目的事業の内容）	金額
		円
		円
		円
		円
		円
		円
合計		円



《参考》 公益目的事業財産について

公益法人は、公益目的事業に関して得た財産は、公益目的事業を行うために使用、処分する必要があります。（法§18等）

ただし、公益目的事業のみを実施する法人は、寄附を受けた財産や公益目的事業に係る活動の対価として得た財産のうち、適正な範囲内の管理費相当額については、公益目的事業財産には含まれないものと整理することができます（公益認定等ガイドラインP.23、FAQ VI-1-③）

この場合、管理費に割り振る収益は、管理業務に係る会計（法人会計）の経常収益に直接計上することとなりますが、法人会計へ直接計上した金額は、別表H(1)の「当該事業年度に増加した公益目的事業財産」には含めずに記載してください。

C 公益目的保有財産の運用益等

公益目的保有財産から生じた利息・配当といった運用益や公益目的保有財産を譲渡した場合に生じる譲渡益を列記してください。ただし、金融資産を公益目的保有財産とした場合の評価益については記載の対象となりませんのでご注意ください。

D 公益目的保有財産に生じた費用及び損失

認定法施行規則§23に定められている財産の陳腐化などの正当な理由により公益目的保有財産に生じた評価損、減損等のうち、別表H(1)の15欄「公益目的事業費の額」に算入されていないものを列記してください。

また、公益目的保有財産を譲渡・廃棄する場合の譲渡損・廃棄損についても列記してください。

なお、金融資産を公益目的保有財産とした場合の評価損については、減損損失を計上した場合を除き、記載の対象となりませんのでご注意ください。

E 他の公益法人の公益目的事業のために寄附した財産の価額

別表H(1)の15欄～17欄に算入されているもの以外であって、他の公益法人の公益目的事業のために寄附した財産がある場合に記載してください。

公益法人の会計に関する研究会検討課題スケジュール(案)

(平成 26 年 4 月~)

2014. 4. 24

	開催日時	項目	備考
第9回	4月	○別表Hの改善策について意見交換	・中間取りまとめの公表
第10回	6月	○財務三基準の解釈・適用 ○中間まとめの項目につき検討(継続)	
第11回	7月	○個別項目の考え方 ○中間まとめの項目につき検討(継続)	
第12回	8月	○個別項目の考え方(継続) ○中間まとめの項目につき検討(継続)	
第13回	9月	○個別項目の考え方(継続)	
第14回	10月	○定期報告書類等、その他の項目	
第15回	11月	○検討結果のまとめ	(拡大常勤委員会議との 合同開催か?) ・パブリックコメント実施
第16回	12月	○パブリックコメントを受けて検討結果の 最終まとめ	結果を常勤会議、委員会 へ報告

●第 11 回以降の個別項目の検討に当たっても、必要に応じてヒアリングを実施。

公益法人の会計に関する研究会検討課題とスケジュール

平成25年11月1日

1. 検討課題

(優先順位A)

○小規模法人の負担軽減策

- ✓ 適用除外・簡略化の方法及び内容 (Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ・Ⓓ)
- ✓ 小規模法人の定義 (Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ・Ⓓ)

○公益法人会計基準の適用の在り方

- ✓ しん酌すべき会計基準について (Ⓐ)
→議論の前提としての意見交換
- ✓ 基準に規定が無い場合の対応 (Ⓑ)

○制度と会計基準の分離可能性 (Ⓐ)

→個別項目の議論の前提として意見交換

○法人会計の区分 (必要性) (Ⓐ・Ⓓ)

○財務諸表上の様式・勘定科目の改善 (Ⓐ・Ⓑ・Ⓓ)

- ✓ 貸借対照表内訳表の必要性 (Ⓐ・Ⓓ)
- ✓ 正味財産増減計算書及び正味財産増減計算書内訳表 (Ⓑ・Ⓓ)

(優先順位B)

○財務三基準の解釈・適用

以下について、公益法人の目的・特性を踏まえて、会計処理の具体的方法の改善についてどう考えるか。

- ✓ 収支相償 (Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ)
- ✓ 公益目的事業比率 (Ⓐ・Ⓓ)
- ✓ 遊休財産規制 (Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ)

○定期報告書類

- ✓ 別表Hと財務諸表の関係 (Ⓐ・Ⓑ・Ⓓ)

○財務三基準以外の個別項目

日本公認会計士協会における検討結果を踏まえて議論

- ✓ 有価証券の評価方法等の考え方、表示方法 (Ⓐ・⑦)
- ✓ 事業費・管理費科目の考え方と表示 (Ⓐ・Ⓑ・⑦)
- ✓ 指定正味財産から一般正味財産への振替の考え方 (Ⓐ・Ⓑ・⑦)
- ✓ 他会計振替の考え方 (Ⓐ・Ⓑ・⑦)
- ✓ 平成20年基準で適用可否が明示されていない企業会計基準、又は平成20年基準と一部会計上の取扱いが異なる企業会計基準への対応 (Ⓐ)
- ✓ 個別の企業会計基準が改正された場合の平成20年基準における対応の在り方 (Ⓐ)
- ✓ 財産目録の使用目的等欄の表示の必要性 (⑦)
- ✓ 正味財産増減計算書における資金収支の情報の注記 (Ⓐ・⑦)

(優先順位C)

○定期報告書類等

- ✓ 定期報告書類別表C(2)の控除対象財産と財務諸表の関係 (Ⓐ・Ⓑ)
- ✓ 移行法人の実施事業資産と財務諸表の関係 (Ⓐ・Ⓑ)

○会計基準の設定主体の在り方 (Ⓐ・Ⓑ)

○法人類型ごとの適用する会計基準の明確化 (⑦)

※検討課題については、議論の結果、変更することも想定される。

※検討課題提出元

Ⓐ：公益財団法人公益法人協会

Ⓑ：日本公認会計士協会

⑦：委員

⑧：アンケート結果

2. スケジュール

開催日時	項目
10月	○検討課題優先順位、スケジュールについての議論 ○他制度や海外での小規模法人の取り扱い
11月～2月 概ね4回程度	○小規模法人の負担軽減策 ○会計基準の適用の考え方の整理 ○その他主な優先順位Aの事項について議論
3月～8月 概ね5回程度	○財務三基準の解釈・適用 ○別表Hの改善策について意見交換 ○その他主な優先順位B、Cの事項について議論
年内目途	○検討結果の最終まとめ

- 取りまとめの時期等は、検討過程において変更がありうる。
- 節目において、委員会に報告予定。

